

# 現行の八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）における家庭系廃棄物にかかる取り組みの進捗状況等

## (1) 家庭系廃棄物とは

家庭系廃棄物とは、事業系廃棄物以外の廃棄物で家庭における日常生活に伴い生じた廃棄物をいう。

## (2) 一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）における数値目標（家庭系ごみ及び事業系ごみの排出量及び年度別 収集量・処理量）

区分／年度		単位	平成13年度 (2001年度) 【実績】	平成18年度 (2006年度) 【実績】	平成21年度 (2009年度) 【実績】(A)	平成23年度 (2011年度) 【目標】(B)	目標達成率 (B)/(A)*100
人口(3月31日現在)		人	275,639	273,883	272,024	280,200	
資源類を 除く収集 量	家庭系ごみ						
	可燃	g/人日	580.29	566.80	502.22	525.41	104.6
	埋立	g/人日	11.36	11.81	9.49	11.36	119.7
	複雑	g/人日	12.65	13.58	8.30	13.73	165.4
	粗大	g/人日	12.42	20.82	18.82	33.55	178.3
	臨時等	g/人日	7.57	8.55	8.72	12.52	143.6
直接搬入量	g/人日	194.92	308.92	262.93	104.41	39.7	
計	g/人日	819.21	930.48	810.48	700.98	86.5	

年度	資源物			資源物を除く家庭系ごみ収集量								家庭系 ごみ合計 (A)+(B) (C)	直接持ち込み		総処理量 (C)+(D)		
	資源	容器包装 プラスチック	ペット ボトル	小計 (A)	可燃	粗大	臨時 不法	不燃	複雑	簡易ガス ボンベ スプレー 缶	埋立		小計 (B)	許可業者 収集 (事業系 ごみ)		直接持込	小計 (D)
7	0	-	-	0	63,392	4,594	450	6,428	0	-	0	74,864	74,864	-	5,891	5,891	80,755
8	1,761	-	-	1,761	58,965	5,155	551	3,562	373	-	357	68,963	70,724	-	3,985	3,985	74,709
9	4,076	-	-	4,076	55,294	4,895	530	-	991	-	919	62,829	66,705	-	4,047	4,047	70,752
10	4,045	-	-	4,045	56,200	4,932	546	-	996	-	1,000	63,674	67,719	-	6,412	6,412	74,131
11	3,730	-	-	3,730	57,972	4,897	585	-	1,016	-	1,027	65,497	69,227	-	11,058	11,058	80,285
12	3,515	-	-	3,515	57,820	7,351	636	-	1,049	-	993	67,849	71,364	-	15,373	15,373	86,737
13	3,494	-	-	3,494	58,383	1,250	850	-	1,272	-	1,143	62,898	66,392	-	19,610	19,610	86,002
14	3,263	-	-	3,263	58,432	1,886	665	-	1,370	-	1,076	63,230	66,493	-	23,773	23,773	90,267
15	3,172	-	-	3,172	58,836	1,888	833	-	1,440	-	1,138	64,134	67,306	-	27,508	27,508	94,814
16	2,973	-	-	2,973	57,466	1,954	814	-	1,434	-	1,120	62,788	65,761	-	32,095	32,095	97,856
17	2,872	-	-	2,872	57,147	2,099	694	-	1,428	-	1,127	62,495	65,367	-	34,804	34,804	100,170
18	2,819	-	-	2,819	56,661	2,081	855	-	1,358	-	1,181	62,136	64,955	21,004	9,878	30,882	95,838
19	2,876	-	-	2,876	54,833	1,916	968	-	1,158	-	1,117	59,992	62,868	24,416	4,141	28,557	91,425
20	2,796	-	-	2,796	53,347	1,852	917	-	1,101	-	1,056	58,272	61,069	22,868	3,252	26,120	87,189
21	2,379	818	168	3,365	49,865	1,869	866	-	824	35	942	54,401	57,766	22,908	3,199	26,107	83,872

(3) 一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）における事業進捗状況

		施策	主な取り組み内容	課題	
1	パートナーシップの構築	1-1 資源循環会議 (仮称)の設置	<p>市民、事業者及び行政の相互の理解と協力体制を構築し、生産、流通、消費、さらには最終処分に至る全ての段階でごみの発生抑制、再利用及び再生利用を進めます。そのため、市民、事業者及び行政が集まり、それぞれの取組状況と課題を発表し、解決方法を論議し合う場として資源循環会議(仮称)を定期的開催します。開催にあたっては、広報誌、ホームページ、コミュニティFM等で開催を広く案内し、気軽に自由に参加できるように図ります。</p>	<p>○ごみ減量推進員制度を創設 ・平成21年度より実施(平成22年度現在 702名)</p> <p>○市民環境推進員制度を創設 ・平成18年度より実施(平成22年度現在 17名)</p>	○今後は「ごみ減量推進員」の方を中心に減量・資源化等の施策における行政と地域のパイプ役となつていただく情報の共有を図るため、研修会等の開催が必要。
		1-2 情報発信・環境教育のネットワークの整備	<p>市民や事業者に対して、環境問題や不用品の交換等に関する情報を積極的に提供するためのホームページを開設し、その中で環境データなどの公開にも努めます。また、ホームページ上では市民、事業者及び行政の情報交換に努めます。</p>	<p>○八尾市立リサイクルセンターのホームページ立ち上げ ・不用品の情報交換ボード「ゆずります・ゆずってください」など</p> <p>○統計資料(清掃事業概要など)のホームページへの掲載</p>	○環境関連のホームページの更なる充実をはかる。
		1-3 全庁的な取り組みの推進	<p>本市では、平成13年4月に策定した八尾市率先実行計画(八尾市エコオフィスプラン)に基づき、市民・事業者の模範となるよう、省エネや省資源など環境保全に関する率先的な活動を行うとともに、実践活動を通じて、職員の環境保全に対する意識の向上を図ります。そのために、庁内の推進体制を整備し、職員研修を実施する等、市長以下、職員全員に省資源、省エネルギーを基本とする意識改革と行動改革を迫ります。そして、再生品等の環境に配慮した製品を購入し、それらの商品の普及を促進するために、グリーン調達指針を作成し、庁内で使用する物</p>	<p>○OKES・環境マネジメントシステム・スタンダードステップ2の認証を取得(平成18年度)</p> <p>○庁内で使用する消耗品などのグリーン購入の実施</p>	実施済
		1-4 大阪市との協力	<p>本市の可燃性ごみの焼却は、行政協力協定に基づき、大阪市(環境事業局八尾工場)に委託しています。今後、より一層の環境負荷の低減と適正処理を推進するため、大阪市と協力して、八尾工場に搬入されるごみの監視体制等について協議を行うように努めます。</p>	○大阪市と八尾市における行政協力協定に基づく協力体制の継続	継続
		1-5 自治体の連携による施策の推進	<p>生産・流通業界等に対して製品等の自主的な回収、部品の共通化、修理体制の充実及び市町村の施設では適正な処理の困難なものの処理等の取組みを求めます。そのため、全国都市清掃会議・適正処理困難物処理対策協議会及び全国市長会等の組織を活用し、国に対して法・制度の整備を行うよう要請するとともに国や府に関係業界等を指導していくよう要望します。</p>	○全国都市清掃会議・全国市長会等を介し、国には法・制度の整備を、また国や府に関係業界等への指導を要望する。	継続

(3) 一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）における事業進捗状況

		施策	主な取り組み内容	課題	
2	持続的に発展可能なシステムへの転換	2-1 拡大生産者責任(EPR)の確立	事業者自身がリサイクルや処理を考慮した商品等をつくり、また、不用となった商品等を回収するなど、拡大生産者責任に立脚したシステムの確立を求めています。	○全国都市清掃会議・全国市長会等を介し、国には法・制度の整備を、また国や府に関係業界等への指導を要望する。 (例) 容器包装プラスチックの収集に用いる指定袋の除去を不要とする。(国に要望)	継続
		2-2 事業者の資源の有効利用の推進	事業者に対して、部品の共通化及び部品の長期確保等、修理に要する費用を抑えるような事業活動を求めています。また、各事業者の積極的な取り組みを促進するために、事業者の取組状況や内容を市民に情報提供するよう努めます。		
		2-3 自主回収の促進	ごみ量の増加をもたらしている飲料品のワンウェイ容器のリサイクル費用やごみ処理に要する費用について、製品価格への内部化を進めるため、大規模小売店を始めとした事業者へ回収拠点の設置等の適正な協力と負担を求めています。	○八尾市ごみ減量・リサイクル推進連絡協議会 ・ペットボトルの回収(平成9年度より実施) ⇒平成21年からは「ペットボトル」の分別収集実施に伴い、自主的取り組み継続を要請(協議会は平成20年度末で終了)  ○市内小売店舗の資源回収状況をホームページで情報提供	継続
		2-4 再生品の需要の拡大	グリーンマーク商品やエコマーク商品等の再生品の需要を拡大するため、市民や事業者に対してこれらの商品に関する情報を提供し、購入を呼びかけます。	○大阪府リサイクル製品認定制度との連携(商品評価の仕組み)を継続	継続

(3) 一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）における事業進捗状況

施策		主な取り組み内容	課題	
3 循環型システムの構築	3-1 責任分担と協調	ごみは、ものを生産した段階で将来の発生が決まっているものであり、その減量化は、現実には廃棄された段階を待って対応するだけでは限界があります。生産から消費に至るそれぞれの段階で、関係者が常にごみ問題と相対し、最も効果的な取り組みを行うことなしにはごみの減量化を図ることはできません。市民、事業者及び行政が、ごみ減量に向けたそれぞれの責任分担を果たし、お互いの活動に協力し合うよう廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の改正を検討します。	実施済 ○条例及び規則を改正し、市民・事業者・市の責務と相互協力等について明記 ・八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第3～6条	
	3-2 市民、事業者の自主的な活動の支援	市民が地域で行っている有価物の集団回収活動を今後も支援していきます。また、ごみの減量化・リサイクルや環境美化に関する実践活動を奨励するために、効果的な取り組みのアイデア募集や優れた提案に対する活動資金の助成、優れた取り組みに対する表彰や民間団体等の活動紹介を行うなど、市民・事業者の自主的な活動に対する支援を行います。	○八尾をきれいにする運動推進本部で美化功労賞を授与 ○環境保全活動支援事業の実施 ○有価物集団回収奨励金交付制度を実施 ・昭和55年度より実施 ・1kg当たり 5円(平成22年度現在)	○集団回収等に関する情報提供等を充実させる。
	3-3 再資源化ルートの確立	廃油や牛乳パック等のリサイクル可能なものの資源化を図るためには、品目別集める資源回収ルートを整備する必要があります。廃油、牛乳パック、古紙等の拠点回収を実施し、民間資源回収業界のルートで再資源化を行います。また、資源回収業界の自助努力を基本としながら、業界が自立し、活性化するよう、国に対して設備投資による近代化を図るための低利の融資制度及びリサイクルを推進するための税の優遇措置を創設する等の支援策を講ずるよう働きかけます。	未実施	○廃油、牛乳パック、古紙等の拠点回収を実施するため、再資源化ルートの整備について、検討する。
	3-4 生ごみの資源化の推進	生ごみの資源化を図るため、家庭用生ごみ処理機等の普及を支援するための一部助成制度を継続するとともに、将来的には、一般家庭及び食品関連事業者から排出される食品廃棄物を、肥料または飼料若しくはバイオマス発電等に利用するよう研究を進めます。	○生ごみ堆肥化ばかし容器貸与制度を実施 ・平成8年度より実施(平成21年度実績:79台) ○生ごみ堆肥化容器(コンポスト)購入費助成金交付制度を実施 ・平成5年度より実施(平成21年度実績:16台) ・補助金額(購入価格の半額(ただし上限は3,000円)) ○家庭用電動生ごみ処理機購入助成金交付制度を実施 ・平成12年より実施(平成21年度実績:36台) ・補助金額(購入価格の半額(ただし上限は20,000円))	○生ごみ処理対策等に関する情報提供等を充実するとともに、支援を継続する。
	3-5 効率的・効果的なごみ処理の推進と指導啓発体制の確立	収集業務に携わる職員が、自らごみ減量・リサイクル推進の担い手として市民への啓発と指導に当たれるような職場づくりと職員研修を行います。また、ペットボトルのように時期により排出量の変動が大きいもの及び家電リサイクル法対象品目や食品循環資源のように元来、民間事業者の収集が予定されているものの収集運搬については、民間事業者の活用を図ります。また、中間処理においても民間事業者への一部委託による効率化を図ります。	○ふれあい収集の実施(平成17年度より)や、8種分別による収集体制の確立(平成21年度より) ○リサイクルや環境に配慮した収集車輛の導入 ○八尾市立リサイクルセンター管理運転業務の委託化 ・平成21年度より実施	○効率的・効果的なごみ処理体制について、検討をする。
	3-6 法制度の研究	廃棄物に関する法制度は、大きな転換期を迎えています。国で検討されている廃棄物の定義・区分の見直しを含めた制度の改正を始めとした国の動向を見据え、長期的な施策を研究し、適宜、本計画を見直します。	○法・制度の研究、基本計画に基づく施策の進行管理及び修正	継続
	3-7 費用負担のあり方の研究	「資源が循環するまち」を形成するためには、排出者がごみの減量・リサイクルに対する強い関心を持ち続ける必要があります。ごみ減量・リサイクルの推進施策の一環として、ごみ処理に関する費用の負担のあり方についての研究を続けます。	○粗大ごみ有料化の制度設計をしたのち、導入する。	○家庭ごみの有料化について、近隣市町村の状況や費用負担のあり方について研究する。 ○有料化事例の研究結果を踏まえ、新たな施策立案を今回の基本計画期間中に実施する。
	3-8 エコ基金制度	ごみの減量・資源化の促進と安心かつ快適な生活環境を確保するため、ごみの再資源化に伴う収入や市民・事業者からの寄付金等により、優れた環境ボランティア活動を行う個人や団体等の活動資金や集団回収奨励金等を交付する「エコ基金」制度の創設を検討します。	未実施	○有料化事例の研究結果を踏まえ、エコ基金の創設を検討する。

(3) 一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）における事業進捗状況

		施策	主な取り組み内容	課題	
4	安全・安心なごみ処理	4-1 蛍光灯・電池類の拠点回収の実施	蛍光灯及び電池類の拠点回収を実施し、民間事業者者に再資源化を委託することで環境負荷の低減に努めます	○市の公共施設や、充電式電池リサイクル協力店における二次電池の拠点回収実施 ・市役所本館(1階西側)、山本出張所、龍華出張所、高安出張所、南高安出張所、曙川出張所、志紀出張所、大正出張所、竹濑出張所、久宝寺出張所、西郡出張所、清掃庁舎、リサイクルセンター(学習プラザ「めぐる」)の13ヶ所。(平成22年度現在) ・八尾市内の充電式電池リサイクル協力店(約30店舗:平成22年度現在)	○蛍光灯の回収拠点整備等について検討
		4-2 危険廃棄物の適正排出	カセットコンロのガスボンベ、使い捨てライター、石油ストーブなど火災・爆発の原因となる廃棄物の危険性及び排出方法を排出者に周知徹底するとともに、拡大生産者責任の考え方に基づく事業者の回収を求めています。また、国等の動向を見ながら危険廃棄物の収集方法等を検討します。	○簡易ガスボンベ・スプレー缶の分別収集 ※平成21年度より実施  ○市民、事業者に対してカセットボンベ等の危険物の適正排出を啓発するとともに、拡大生産者責任の考え方に基づく事業者の自主的回収を求める。	○国等の動向を見ながら、危険廃棄物の収集方法等を検討する。
		4-3 情報発信基地と環境学習拠点を持つ中間処理施設の整備	老朽化した廃棄物処理センターは、より環境負荷の少ない施設に更新するとともに、情報発信や環境学習の拠点としての機能をもつ施設の併設を検討します。	○八尾市立リサイクルセンター竣工(平成21年度) ・学習プラザオープン(平成21年度)	実施済
		4-4 焼却灰等の減量・資源化	現在、埋立処分を行っている埋立ごみ、ばいじん及び焼却灰については、熔融処理によるエコタイルなどへの資源化、または、エコセメントの原料としての利用等について広域化による処理も含めて検討し、最終処分量の削減を図ります。	○ごみ処理広域化(大阪府ブロック)会議にて検討、調査を継続する。	継続
		4-5 ストックヤードの整備	中間処理施設の更新に合わせ、今後のリサイクルシステムに対応できるよう、十分なストックヤードの整備に努めます。	○容器包装リサイクル法に対応した八尾市立リサイクルセンター竣工(平成21年度)	○収集品目の拡大や収集体制の変更等に対応可能な中継基地の役割を持つストックヤードの検討
		4-6 有害物質対策の推進	大阪市に対して、より一層の適正な維持管理体制の構築を求めることで、廃棄物の焼却処理に伴って発生するダイオキシン類の量を最小限に抑制するとともに、今後も、大気等の環境データの監視を継続し、市民及び事業者に対しても公表します。また、PCB廃棄物の処理を進めるため、環境事業団によるPCB廃棄物処理施設の早期整備を求めるとともに、大阪府にPCB廃棄物処理計画の策定を働きかけます。	○大阪府PCB廃棄物処理計画(平成16年3月)に基づき、大阪市域外の処理を平成20年11月から実施  ○大阪市に対し、ダイオキシン対策や排ガス対策の適切な実施、高度化を要請するとともに、大気等の環境データの監視を継続し、公表する。	継続
		4-7 不適正処理の防止	警察や大阪府等の関係諸機関と連携したパトロールや連絡体制を強化し、また、地域コミュニティを充実することで不適正処理を行わせない環境づくりを進めます。また、不適正な処理を発見した際には迅速かつ厳正な措置を行います。	○散乱ごみや不法投棄に関する啓発 ○警察や大阪府等の関係諸機関と連携したパトロール ○不法投棄対策会議の開催 ○道路・公園等の美化を推進 ○空き地等の不法投棄防止対策(不法投棄多発場所の環境改善)を推進	継続
		4-8 広域処理体制の研究	ごみの処理方法によっては、市単独で処理するよりも広域処理を行った方が環境への負荷が低減する場合があります。今後、バイオガス化やプラスチックの油化等、資源化技術の開発と処理体制のあり方を研究し、本市での導入を広域的な視点で検討します。	○バイオガス化やプラスチックの油化等の誘致や民間処理施設への委託等を検討	継続

(3) 一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）における事業進捗状況

施策		主な取り組み内容	課題	
6 家庭系ごみの減量・資源化施策	6-1 ごみ減量推進員(仮称)の設置	ごみの減量・資源化等の施策について行政と地域のパイプ役となる「ごみ減量推進員制度(仮称)」を設けるため、条例化を図ります。また、ごみ減量推進員を始めとした市民を対象に、定期的な講習会を実施します。	○ごみ減量推進員制度を創設 ※平成21年度より実施(現在 702名)	○減量・資源化等の施策における行政と地域のパイプ役となっていたため情報の共有を図るための研修会等の開催が必要
	6-2 環境教育・啓発の推進	市民が廃棄物問題についての理解を深め、廃棄物の減量やリサイクルに自主的・主体的に取り組むよう、地域学習会、環境教育及び環境学習を充実させ、家庭内教育、学校教育及び生涯学習を通じて、子どもから高齢者まで、環境に対する意識が向上するよう図ります。また、学校教育における「総合学習の時間」を活用し、学校と地域との連携を図り、体系的な環境教育を推進します。	○環境学習ハンドブック実践編を製作(平成15年度) ○環境啓発の一環として、市内小・中学校や保育所等へ出向き、環境教育を実施 ・平成16年度より実施 ・平成21年度実績:31校 4,513名(校数及び参加人数は延べ数)	○環境教育の更なる充実をはかる。
	6-3 レジ袋削減運動の推進	小売店舗のレジ袋削減運動を推進していくため、買物袋持参運動強化月間を設け、事業者の各種取り組みの推進に合わせて、消費者と連携して運動を展開します。また、今後、レジ袋税等の新税導入とその収税のごみ減量基金への組み入れを研究します。	○店舗で使われるレジ袋を削減するため、市民、事業者と連携してマイバック持参運動を展開する。 ・大阪府リサイクル社会推進会議による「Noレジ袋デー」の広報など	継続
	6-4 分別収集の拡充	ペットボトルの回収拠点を拡充するとともに、紙パックの拠点回収及びその他プラスチック容器包装の分別収集を実施します。	○簡易ガスボンベ・スプレー缶(平成21年4月より)及び容器包装プラスチック、ペットボトル(平成21年10月より)を分別収集品目に加えた8種分別を全市実施 ○市役所本庁舎、各出張所及び清掃庁舎等の公共施設において、ペットボトルの拠点回収を実施 ・平成9年度より実施 ・市役所本館(1階西側)、山本出張所、龍華出張所、高安出張所、南高安出張所、曙川出張所、志紀出張所、大正出張所、竹湊出張所、久宝寺出張所、西郡出張所、清掃庁舎、八尾高校、水道局、リサイクルセンター(学習プラザ「めぐる」)の15ヶ所(平成22年度)	○紙パックの拠点回収及びペットボトルの回収拠点の拡充について、検討する。
	6-5 新指定袋制度への転換	分別収集の拡充に併せてより分別の徹底を図るため、5種分別指定袋制度を抜本的に改め、市民が自己責任でごみの減量と分別に取り組む方法へと転換します。	○分別収集の拡充に併せて、5種分別指定袋制から8種分別指定袋制に変更 ・平成21年度より実施	○先進都市の事例を参考に、事業系・家庭系指定袋のあり方について抜本的な整理をする。